



誰もが住んでみたい村に
農業農村整備

令和8年度

地区調査

佐賀中部地区経済効果算定業務

積算書

(当初)

九州農政局
北部九州土地改良調査管理事務所

事業名	地区調査					
業務名	佐賀中部地区経済効果算定業務					
業務別業務名: 佐賀中部地区経済効果算定業務						
コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
*** S単-1号 ***						
S63003	1. 準備作業		式		1.000 式	歩A 当たり算出
	設計労務(直接人件費内業) 0.00人, 0.00人, 2.00人, 2.00人, 0.00人, 0.00人			時間的制約: なし 夜間制約作業時間: 0.0	制約作業時間: 0.0 冬期補正: なし	
	1) 主任技術者の人数	0.00人		豪雪補正: なし	亜熱帯補正: なし	
	2) 技師長的人数	0.00人		基本給時間: 8.0	超勤時間: 0.0	
	3) 主任技師の人数	2.00人		深夜時間: 0.0		
	4) 技師Aの人数	2.00人				
	5) 技師Bの人数	2.00人				
	6) 技師Cの人数	0.00人				
	7) 技術員の人数	0.00人				
R04003	主任技師	2.000	人	70,900	141,800	
R04004	技師 (A)	2.000	人	62,600	125,200	
R04005	技師 (B)	2.000	人	49,300	98,600	
	合 計				365,600	算出数量 1.000 式
	単 価		式		365,600	
*** S単-2号 ***						
S63003	(1) 総費用の更新		式		1.000 式	歩A 当たり算出
	設計労務(直接人件費内業) 0.00人, 0.00人, 3.00人, 3.00人, 12.00人, 15.00人, 10.00人			時間的制約: なし 夜間制約作業時間: 0.0	制約作業時間: 0.0 冬期補正: なし	
	1) 主任技術者の人数	0.00人		豪雪補正: なし	亜熱帯補正: なし	
	2) 技師長的人数	0.00人		基本給時間: 8.0	超勤時間: 0.0	
	3) 主任技師の人数	3.00人		深夜時間: 0.0		
	4) 技師Aの人数	3.00人				
	5) 技師Bの人数	12.00人				
	6) 技師Cの人数	15.00人				
	7) 技術員の人数	10.00人				
R04003	主任技師	3.000	人	70,900	212,700	
R04004	技師 (A)	3.000	人	62,600	187,800	
R04005	技師 (B)	12.000	人	49,300	591,600	
R04006	技師 (C)	15.000	人	42,500	637,500	
R04007	技術員	10.000	人	36,700	367,000	
	合 計				1,996,600	算出数量 1.000 式
	単 価		式		1,996,600	
*** S単-3号 ***						
S63003	(2) 年効果額の更新		式		1.000 式	歩A 当たり算出
	設計労務(直接人件費内業) 0.00人, 0.00人, 3.00人, 8.00人, 15.00人, 20.00人, 10.00人			時間的制約: なし 夜間制約作業時間: 0.0	制約作業時間: 0.0 冬期補正: なし	
	1) 主任技術者の人数	0.00人		豪雪補正: なし	亜熱帯補正: なし	
	2) 技師長的人数	0.00人		基本給時間: 8.0	超勤時間: 0.0	
	3) 主任技師の人数	3.00人		深夜時間: 0.0		
	4) 技師Aの人数	8.00人				
	5) 技師Bの人数	15.00人				
	6) 技師Cの人数	20.00人				
	7) 技術員の人数	10.00人				
R04003	主任技師	3.000	人	70,900	212,700	
R04004	技師 (A)	8.000	人	62,600	500,800	
R04005	技師 (B)	15.000	人	49,300	739,500	
R04006	技師 (C)	20.000	人	42,500	850,000	
R04007	技術員	10.000	人	36,700	367,000	
	合 計				2,670,000	算出数量 1.000 式
	単 価		式		2,670,000	

事業名	地区調査					
業務名	佐賀中部地区経済効果算定業務					
業務別業務名: 佐賀中部地区経済効果算定業務						
コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
*** S単- 4号 ***						
S63003	(3) 総費用総便益比の算定		式		1.000 式	歩A 当たり算出
	設計労務(直接人件費内業) 0.00人, 0.00人, 0.00人, 1.00人, 2.00人, 2.00人, 0.00人			時間的制約: なし 夜間制約作業時間: 0.0	制約作業時間: 0.0 冬期補正: なし	
	1) 主任技術者の人数	0.00人		豪雪補正: なし	亜熱帯補正: なし	
	2) 技師長の人数	0.00人		基本給時間: 8.0	超勤時間: 0.0	
	3) 主任技師の人数	0.00人		深夜時間: 0.0		
	4) 技師Aの人数	1.00人				
	5) 技師Bの人数	2.00人				
	6) 技師Cの人数	2.00人				
	7) 技術員の数	0.00人				
R04004	技師 (A)	1.000	人	62,600	62,600	
R04005	技師 (B)	2.000	人	49,300	98,600	
R04006	技師 (C)	2.000	人	42,500	85,000	
	合 計				246,200	算出数量 1.000 式
	単 価		式		246,200	
*** S単- 5号 ***						
S63003	3. 点検取りまとめ		式		1.000 式	歩A 当たり算出
	設計労務(直接人件費内業) 0.00人, 0.00人, 1.00人, 2.00人, 1.00人, 0.00人			時間的制約: なし 夜間制約作業時間: 0.0	制約作業時間: 0.0 冬期補正: なし	
	1) 主任技術者の人数	0.00人		豪雪補正: なし	亜熱帯補正: なし	
	2) 技師長の人数	0.00人		基本給時間: 8.0	超勤時間: 0.0	
	3) 主任技師の人数	1.00人		深夜時間: 0.0		
	4) 技師Aの人数	2.00人				
	5) 技師Bの人数	2.00人				
	6) 技師Cの人数	1.00人				
	7) 技術員の数	0.00人				
R04003	主任技師	1.000	人	70,900	70,900	
R04004	技師 (A)	2.000	人	62,600	125,200	
R04005	技師 (B)	2.000	人	49,300	98,600	
R04006	技師 (C)	1.000	人	42,500	42,500	
	合 計				337,200	算出数量 1.000 式
	単 価		式		337,200	
*** S単- 6号 ***						
S63010	打合せ (設計業務基準日額)		回		1.000 回	歩A 当たり算出
	打合せ (設計業務基準日額) 一般工種, 着手前・最終, 1.00人, 1.00人, 0.00人, 0.00人, 0.5日, 0.2日			時間的制約: なし 夜間制約作業時間: 0.0	制約作業時間: 0.0 冬期補正: なし	
	1) 設計工種	一般工種		豪雪補正: なし	亜熱帯補正: なし	
	2) 打合せ	着手前・最終		基本給時間: 8.0	超勤時間: 0.0	
	3) 設計用主任技師人数	1.00人		深夜時間: 0.0		
	4) 設計用技師(A)人数	1.00人				
	5) 設計用技師(B)人数	0.00人				
	6) 設計用技師(C)人数	0.00人				
	7) 打合せ日数	0.500日				
	8) 往復移動日数	0.200日				
R04003	主任技師	0.700	人	70,900	49,630	
R04004	技師 (A)	0.700	人	62,600	43,820	
	合 計				93,450	算出数量 1.000 回
	単 価		回		93,450	
*** S単- 7号 ***						
S63010	打合せ (設計業務基準日額)		回		1.000 回	歩A 当たり算出
	打合せ (設計業務基準日額) 一般工種, 中間, 0.00人, 1.00人, 1.00人, 0.00人, 0.5日, 0.2日			時間的制約: なし 夜間制約作業時間: 0.0	制約作業時間: 0.0 冬期補正: なし	

事業名	地区調査					
業務名	佐賀中部地区経済効果算定業務					
業務別業務名: 佐賀中部地区経済効果算定業務						
コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
	1)設計工種	一般工種		豪雪補正:なし	亜熱帯補正:なし	
	2)打合せ	中間		基本給時間:8.0	超勤時間:0.0	
	3)設計用主任技師人数	0.00人		深夜時間:0.0		
	4)設計用技師(A)人数	1.00人				
	5)設計用技師(B)人数	1.00人				
	6)設計用技師(C)人数	0.00人				
	7)打合せ日数	0.500日				
	8)往復移動日数	0.200日				
R04004	技師 (A)		人	62,600	43,820	
R04005	技師 (B)		人	49,300	34,510	
	合計				78,330	算出数量 1.000 回
	単 価		回		78,330	
	*** S単- 8号 ***					
S63011	打合せ (設計旅費・交通費)		回		1.000 回	歩A 当たり算出
	打合せ (設計旅費・交通費)			時間的制約:なし	制約作業時間:0.0	
	一般工種・解析等調査業務,着手前・最終,0.50日,0.20日,通勤により打合せ,一般交通機関,0日,			夜間制約作業時間:0.0	冬期補正:なし	
				豪雪補正:なし	亜熱帯補正:なし	
				基本給時間:8.0	超勤時間:0.0	
	1)設計工種	一般工種・解析等調査業務		深夜時間:0.0		
	2)打合せ内容	着手前・最終				
	3)主任技師配置人員	1人				
	4)技師A配置人員	1人				
	5)技師B配置人員	0人				
	6)技師C配置人員	0人				
	7)打合せ日数	0.50日				
	8)往復移動日数	0.20日				
	9)宿泊区分	通勤により打合せ				
	10)交通機関区分	一般交通機関				
	11)高速道路往復料金 (税別)	0円				
	12)鉄道往復1人当料金 (税別)	1,800円				
	13)バス往復1人当料金 (税別)	0円				
	14)船舶往復1人当料金 (税別)	0円				
	15)航空往復1人当料金 (税別)	0円				
	16)ライトバン使用日数	0日				
	18)宿泊料金1人当料金 (税別)	0円				
	19)宿泊手当1人当料金 (税別)	0円				
P54306	鉄道料金		人	1,800	3,600	
	消費税抜き	2.000				
	合計				3,600	算出数量 1.000 回
	単 価		回		3,600	
	*** S単- 9号 ***					
S63011	打合せ (設計旅費・交通費)		回		1.000 回	歩A 当たり算出
	打合せ (設計旅費・交通費)			時間的制約:なし	制約作業時間:0.0	
	一般工種・解析等調査業務,中間,0.50日,0.20日,通勤により打合せ,一般交通機関,0日,			夜間制約作業時間:0.0	冬期補正:なし	
				豪雪補正:なし	亜熱帯補正:なし	
				基本給時間:8.0	超勤時間:0.0	
	1)設計工種	一般工種・解析等調査業務		深夜時間:0.0		
	2)打合せ内容	中間				
	3)主任技師配置人員	0人				
	4)技師A配置人員	1人				
	5)技師B配置人員	1人				
	6)技師C配置人員	0人				
	7)打合せ日数	0.50日				
	8)往復移動日数	0.20日				
	9)宿泊区分	通勤により打合せ				
	10)交通機関区分	一般交通機関				
	11)高速道路往復料金 (税別)	0円				
	12)鉄道往復1人当料金 (税別)	1,800円				
	13)バス往復1人当料金 (税別)	0円				
	14)船舶往復1人当料金 (税別)	0円				
	15)航空往復1人当料金 (税別)	0円				
	16)ライトバン使用日数	0日				
	18)宿泊料金1人当料金 (税別)	0円				
	19)宿泊手当1人当料金 (税別)	0円				
P54306	鉄道料金		人	1,800	3,600	
	消費税抜き	2.000				
	合計				3,600	算出数量 1.000 回
	単 価		回		3,600	

令和8年度地区調査
佐賀中部地区経済効果算定業務

特別仕様書

九州農政局
北部九州土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条 令和8年度地区調査 佐賀中部地区経済効果算定業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条 本業務は、地区調査「佐賀中部地区」の実施に当たり、事業計画策定の一環として、経済効果の算定を行うものである。

(場 所)

第1-3条 本業務の対象位置は、佐賀県佐賀市及び小城市地内で、別添位置図に示すとおりである。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-4条 本業務の受注に当たり、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- (1) 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- (2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- (4) 業務成果品のミス、不備 等

(一般事項)

第1-5条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 業務実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、業務の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有するものとする。
- (3) 受注者は業務内容を把握し、業務期間中に監督職員が資料の提出を求めた場合は速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-6条 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学 農業-農村地域計画 農業-農村地域・資源計画
	農業	農業土木、農業農村工学、農村地域計画、 農村地域・資源計画
博士	当該業務に関連する 学術部門	—
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	—

(担当技術者)

第1-7条 担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-8条 共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1-9条 受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提出しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条 本業務の基本的事項に関しては、次の基準・指針等を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月
1	農業農村整備事業計画作成便覧	農業農村整備事業計画研究会	平成15年8月
2	新たな土地改良の効果算定マニュアル (改訂版)	大成出版社	平成27年9月
3	国営土地改良事業調査計画マニュアル	農業土木事業協会	平成5年3月

(設計及び作業条件)

第2-2条 本業務における設計及び作業条件は、次のとおりである。

受益面積：約9,600ha

事業構想：頭首工（改修）1箇所、排水機場（改修・統合）1式、用排水路（改修）1式

(参考図書)

第2-3条 設計作業の参考にする図書は、共通仕様書第2-1条によるものとする。

(貸与資料等)

第2-4条 貸与資料は、次のとおりである。

番号	資料名	数量
1	令和7年度地区調査 佐賀中部地区営農計画及び経済効果算定業務 報告書	1式
2	令和7年度地区調査 佐賀中部地区事業計画書（案）他とりまとめ業務 報告書	1式
3	その他業務実施上、監督職員が必要と認める資料	1式

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第2-5条 第2-3条及び第2-4条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、作業時点の最新版を用い作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。
- (4) 第2-4条に示す資料以外の貸与資料がある場合には、その旨監督職員から指示する。

(関連業務)

第2-6条 本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた成果としなければならない。

番号	業務名	業務実施期間(予定)
1	令和8年度地区調査 佐賀中部地区用水計画(案)策定業務(仮称)	令和8年5月～令和9年3月
2	令和8年度地区調査 佐賀中部地区事業計画書(案)他とりまとめ業務 (仮称)	令和8年5月～令和9年3月
3	令和8年度地区調査 佐賀中部地区受益面積等調査業務(仮称)	令和8年4月～令和9年2月

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は、次のとおりである。

なお、詳細は別紙1【作業項目内訳表】に示すものとする。

【作業項目表】

作業項目	数量	備考
1. 準備作業	1式	
2. 経済効果の算定	1式	
3. 点検取りまとめ	1式	

(作業の留意点)

第3-2条 設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (2) 第2-3条、第2-4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (3) 業務履行中において、一部成果物の提出を求めることがあるが、受注者はこれに協力するものとする。
- (4) 共通仕様書第1-11条に基づき作成する業務計画書には、技術提案書の添付は行わないものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条 共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ（総費用の更新段階）

第3回 中間打合せ（年効果額の更新段階）

第4回 中間打合せ（総費用総便益比の算定段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

打合せ方法については、対面方式からWeb方式に変更する場合がある。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体（CD-R等） 正副2部
- (2) 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

(成果物の提出先)

第5-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

福岡県久留米市荒木町白口891-20

九州農政局北部九州土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2-2条に示す「設計及び作業条件」に変更が生じた場合
- (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (5) 履行期間の変更が生じた場合
- (6) その他

(業務スライドの試行)

第6-2条

- (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知)(URL「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/skkei/attach/pdf/index-256.pdf>」)に基づく試行業務である。
- (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めるときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- (3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。
ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の

変更を請求することができる。

(7) (6) の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。

ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

(8) (4) 及び (7) の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。

ただし、発注者が (2)、(6) の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1) に記載の通知に基づくものとする。

第 7 章 定めなき事項

(定めなき事項)

第 7-1 条 この特別仕様書に定めなき事項又は、この業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙1 【作業項目内訳表】

作業項目	作業内容	作業実施欄
1. 準備作業	貸与資料の内容を把握し、業務計画を樹立する。	1式
2. 経済効果の算定		
(1) 総費用の更新	<p>発注者が貸与する令和8年度に通知される最新の土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数、令和7年度業務報告書等に基づいて、総費用の算定を行う。</p> <p>また、農林水産省において開催される新規地区検討会及び事業計画書審査における指摘の修正を総費用に反映させる（指摘に係る修正の範囲は総費用1式を想定）。</p>	1式
(2) 年効果額の更新	<p>発注者が貸与する令和8年度に通知される最新の土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数、令和7年度業務報告書等に基づいて、各効果の年効果額の算定を行う。</p> <p>また、農林水産省において開催される新規地区検討会及び事業計画書審査における指摘の修正を年効果額に反映させる（指摘に係る修正の範囲は各効果1式を想定）。</p>	1式
(3) 総費用総便益比の算定	<p>上記2. (1)、(2)において算定された総費用及び年効果額により、総費用総便益比及び所得償還率の算定を行う。</p>	1式
3. 点検取りまとめ	各作業項目の成果資料の点検及び取りまとめを行い、報告書を作成する。	1式

